

来住小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月 更新

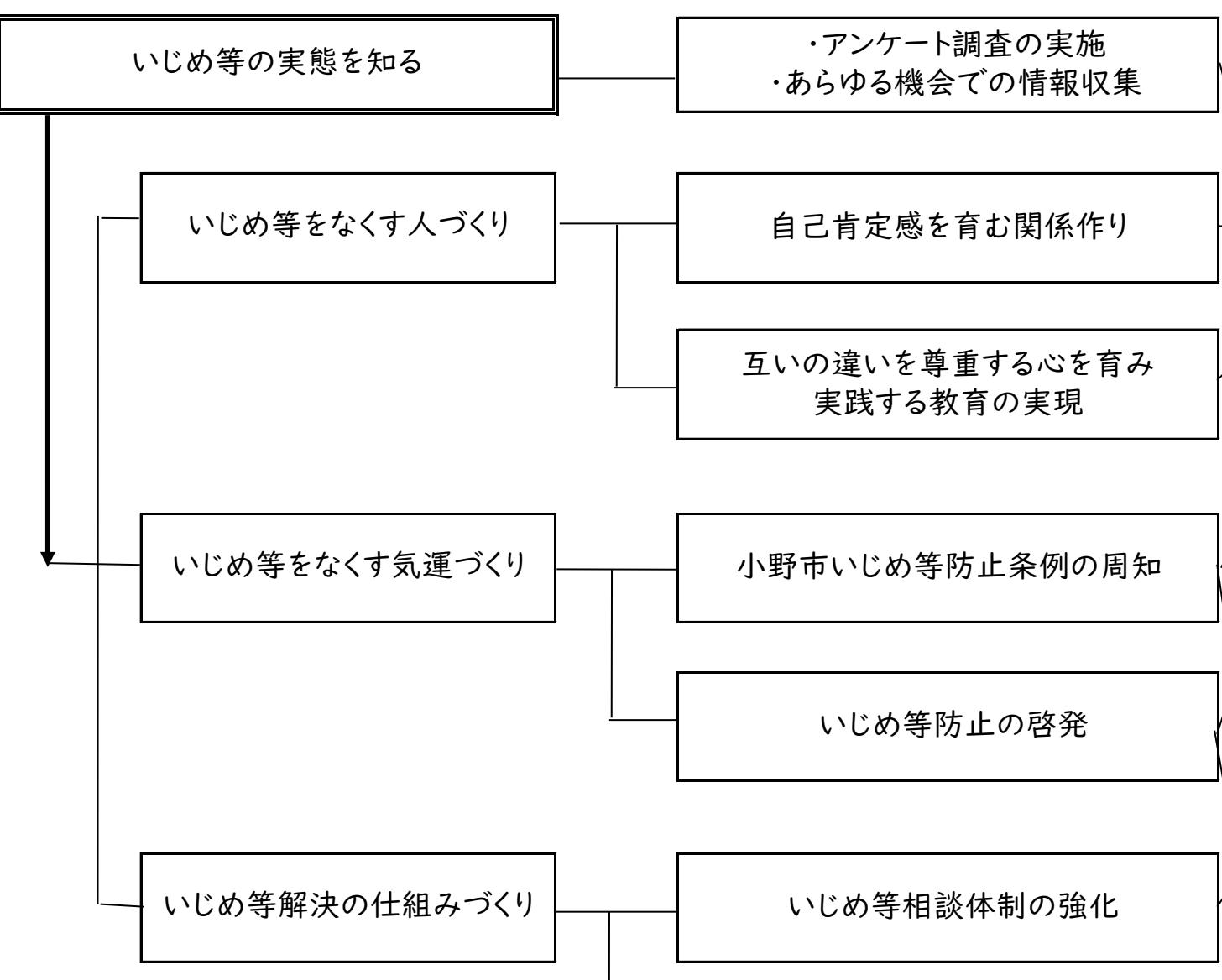
小野市いじめ等防止条例の基本方針

【基本理念】 いじめ等のない明るく住みよい社会の創造
～あらゆるいじめのないハートフルシティおの～

来住小学校の基本方針

【基本理念】 子どもの自尊感情を育み、いじめをなくす子どもの育成
～子どもの心の背景理解をもとにして～

【基本目標】



【基本課題】

【基本計画】 ◎重点課題

I 未然防止
～いじめをうまない土壤づくり、人づくり～
①人権教育の充実
②道徳教育の充実
③体験教育の充実
④特別活動の充実

II 早期発見
～子どもの変化を敏感に察知～
①日々の観察
②人間関係の把握
③信頼関係の構築
④相談体制づくり

III 早期の適切な対応
～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～
①正確な実態把握
②指導体制、方針決定
③指導・支援
④保護者との連携

IV ネット上のいじめへの対応
～最新の情報を把握し、指導力の向上～
①職員研修・授業
②早期発見・早期対応
③関係機関との連携

V いじめ問題に取り組む体制の整備
～チーム来住として全職員でいじめ防止・根絶を～
①組織体制づくり
②いじめ全体指導計画の作成
③教職員の校内研修

【具体的な取組】

I 未然防止 <自尊感情の育成を基盤に>

- ・配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級づくり
- ・子ども達と向き合う時間の確保
- ・いいとこ見つけ(通年)みんなを知ってQ集会
- ・なかよし月間 6月・11月(来住っ子ハートゆうびん局 なかよし集会)
- ・心のサポート授業(LGBTQ授業、Well-being 他)
- ・福祉体験(点字・手話・車いす・高齢者体験他)・自然学校人権プログラムの実施
- ・地域の匠の支援によるふるさと体験
(環境学習・総合学習「田んぼの学校」・老人会の方々としめ縛づくり、昔あそび)
- ・縦割りなかよし班活動「カモン来住っ子」の充実
- ・ユニバーサルデザイン(UD)による居心地のよい場所づくり
- ・『小野市いじめ等防止条例』の周知徹底
- ・親の子どもへの関わり方等、学校だよりでの啓発

II 早期発見

- ・朝の登校時 休み時間、清掃時、下校時の児童の様子に配慮
- ・「相談」「連絡」「報告」の徹底
- ・全職員による観察 情報共有 協力協働体制の確立
- ・「人権教育支援計画カルテ」の作成 対象児童と集団の成長記録
- ・子ども達が形成するグループ内の関係把握
- ・日記や連絡帳のやりとり 児童一人ひとりへの温かい声かけ
- ・先生のねだー 毎月1回
- ・生活アンケート(自尊感情得点調査を含む 5・6・9・11・2月 年5回)実施

III 早期の適切な対応

- ・当事者双方、周りの子ども達 個々に聞き取り、記録
- ・連絡帳(日記)の活用による教師と子ども・保護者の連携
- ・教職員全員で共通理解 指導のねらいや方針を明確化
- ・対応する教職員の役割分担 関係機関との連携
- ・いじめ解消のための具体的対策を提示
- ・共に協議連携しながら、信頼関係の回復

IV ネット上のいじめへの対応

- ・ネット使用の実態、ルール、モラルについての研修(講師招聘)や授業を実施
- ・アンケート、子ども達の会話、コミュニケーションで実態把握
- ・警察やプロバイダーと連携した対応
- ・学級・学校便り、PTA研修会 懇談会で啓発活動

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ・いじめ防止対策委員会(校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・学級担任・
関係教諭・スクールカウンセラー)の設置 いじめ問題に対する調査対応
※ケースによっては、警察・県教委学校支援チーム・小野市教委及び部局と連携
- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・各分掌の役割を明確化 日常的な取組の実施
- ・児童理解に関する研修、カウンセリングマインド研修、事例研修の実施
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心とした校内の相談体制づくり

